医療法人社団 三喜会
介護老人保健施設
ライフプラザ鶴巻

所定疾患施設療養費算定状況について

厚生労働省の規定に基づき、下記のとおり所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。

【算定要件】

1. 所定疾患療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、１回に連続する１０日間を限度とし、月１回に限り算定するものであるので、１月に連続しない１日を１０日間算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
   イ）肺炎
   ロ）尿路感染症
   ハ）帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
   ニ）蜂窩織炎
   ホ）慢性心不全の増悪
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容

（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

令和7年度算定状況　（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

イ）肺炎	
件数	2
日数	6

・セフカペンピボキシル（錠）
・セフトリアキソン

ロ）尿路感染症	
件数	29
日数	146

・セフカペンピボキシル（錠）
・レボフロキサシン（錠）
・セフトリアキソン

ハ）帯状疱疹	
件数	2
日数	9

・パラシクロビル

ニ）蜂窩織炎	
件数	10
日数	61

・セフトリアキソン
・レボフロキサシン（錠）
・セフカペンピボキシル（錠）